

令和2年3月31日成田市規則第22号

成田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬及び期末手当の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号。以下「給与条例」という。）第27条及び第28条の規定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）の報酬及び期末手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬表等)

第2条 会計年度任用短時間勤務職員の報酬の額は、別表第1に定める報酬表に掲げる報酬月額（以下この項において「基準月額」という。）を基礎として算定するものとし、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 日額 基準月額に100分の113を乗じて得た額を21で除して得た額に、当該会計年度任用短時間勤務職員の1日当たりの正規の勤務時間（成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を7.75で除して得た数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 時間額 基準月額に100分の113を乗じて得た額を162.75で除して得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

2 会計年度任用短時間勤務職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを報酬表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

3 新たに会計年度任用短時間勤務職員となった者の職務の級は、その職務に応じて決定するものとする。

4 新たに会計年度任用短時間勤務職員となった者の号給は、市長が別に定める基準に従い、その者がその職務と同種の職務に在職した期間を考慮して、任命権者が定めるものとする。

(時間外勤務報酬)

第3条 給与条例第27条第4項の規定により会計年度任用短時間勤務職員に

支給する時間外勤務手当に相当する報酬（以下「時間外勤務報酬」という。）の額は、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に同条第1項に規定する休日勤務報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 会計年度任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用短時間勤務職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により同条第1項に規定する休日勤務報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。ただし、会計年度任用短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間と割振り変更前の勤務時間の合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項ただし書に定める勤務の時間を除く。）との合計が1月について60時間を超えた会計年度任用短時間勤務職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあ

っては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。

(休日勤務報酬)

第4条 給与条例第27条第4項の規定により会計年度任用短時間勤務職員に支給する休日勤務手当に相当する報酬(以下「休日勤務報酬」という。)の額は、休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用短時間勤務職員にあっては、当該休日に代わる代休日)において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の35を乗じて得た額とする。

2 前項の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(夜間勤務報酬)

第5条 給与条例第27条第4項の規定により会計年度任用短時間勤務職員に支給する夜間勤務手当に相当する報酬(以下「夜間勤務報酬」という。)の額は、正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25を乗じて得た額とする。

(宿日直報酬)

第6条 給与条例第27条第4項の規定により会計年度任用短時間勤務職員に支給する宿日直手当に相当する報酬の額は、宿日直勤務としての勤務1回につき、4,400円(その勤務時間が5時間未満の場合にあっては、その勤務1回につき、2,200円)とする。

2 前項の勤務は、第3条から前条までの勤務には含まれないものとする。

(時間外勤務報酬等の支給の基礎となる勤務時間数)

第7条 時間外勤務報酬、休日勤務報酬及び夜間勤務報酬の支給の基礎となる勤務時間数は、その計算期間の全時間数(時間外勤務報酬のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によって計算するものとする。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときはこれを1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てるものとする。

(報酬の減額を行わない場合)

第8条 給与条例第27条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 会計年度任用職員の休暇に関する規則(令和2年規則第20号。以下「休暇規則」という。)第3条の規定により年次有給休暇を与えられた場

合

- (2) 休暇規則第4条第1項の規定により有給の休暇を与えられた場合
- (3) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和29年条例第16号）第2条の規定により職務に専念する義務を免除された場合
（勤務1時間当たりの報酬の額）

第9条 給与条例第27条第5項の規則で定める勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 日額 第2条第1項第1号の規定により算定した額を当該会計年度任用短時間勤務職員の1日当たりの正規の勤務時間で除して得た額
- (2) 時間額 第2条第1項第2号の規定により算定した額
（報酬の端数計算）

第10条 報酬の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額及び第3条から第5条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務報酬、休日勤務報酬又は夜間勤務報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（報酬の支給）

第11条 給与条例第27条第6項の規則で定める報酬の支給日は、12日とする。ただし、その日が祝日法による休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

- 2 市長は、特別の事情があるときは、前項の支給日を変更することができる。
（期末手当の支給を受ける者）

第12条 給与条例第28条第1項前段の任期が6カ月以上の者その他これに準ずる者として規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）において、任期が6カ月に満たない会計年度任用短時間勤務職員であつて、当該年度におけるその他の任用による会計年度任用短時間勤務職員として在職した期間と当該任期を通算した期間が6カ月以上となる者
- (2) 6月に期末手当を支給する場合において、当該年度の前年度の末日まで会計年度任用短時間勤務職員として任用され、同日の翌日から基準日まで引き続き会計年度任用短時間勤務職員として任用された者の任期（6カ月未満のものに限る。）と当該年度の前年度における会計年度任用短時間勤務職員として在職した期間（当該年度の末日を含む期間の任用に係るもの

- に限る。)を通算した期間の合計が6カ月以上となる者
- 2 給与条例第28条第1項前段のその他規則で定める者は、次に掲げる会計年度任用短時間勤務職員とし、これらの者には、期末手当を支給しない。
- (1) 法第28条第2項の規定により休職にされている会計年度任用短時間勤務職員
- (2) 法第29条の規定により停職にされている会計年度任用短時間勤務職員
- (3) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている会計年度任用短時間勤務職員
- (4) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業をいう。）をしている職員のうち、成田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第21号）第7条第1項に規定する職員以外の会計年度任用短時間勤務職員
- 3 給与条例第28条第1項前段に規定する1週間当たりの勤務時間は、基準日を含む任期（勤務形態の特殊性により、市長が定める会計年度任用短時間勤務職員については、市長が定める期間を除く。）において割り振られる正規の勤務時間の合計時間数を当該任期の総日数で除して得た数に7を乗じて算出するものとする。
- 4 給与条例第28条第1項後段の規則で定める会計年度任用短時間勤務職員は、次に掲げる会計年度任用短時間勤務職員とし、これらの者には、期末手当を支給しない。
- (1) その退職し、又は死亡した日において第2項各号のいずれかに該当する会計年度任用短時間勤務職員であった者
- (2) その退職の後、基準日までの間において会計年度任用短時間勤務職員（当該基準日に係る期末手当の支給を受ける者に限る。）又は第15条各号に掲げる職員となった者
- （期末手当の支給日）

第13条 給与条例第28条第1項前段の規則で定める日は、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、当該各号に定める日が土曜日又は日曜日に当たるときは、これらの日前においてこれらの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日とする。

- (1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月15日
- (2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月15日
- （期末手当基礎額）

第14条 給与条例第28条第2項の規則で定める額は、基準日前6カ月の在職期間（会計年度任用短時間勤務職員として在職した期間をいう。以下この条において同じ。）において支給される報酬（第2条に定める報酬に限る。）の在職期間1月当たりの額（1円未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てた額)とする。

(期末手当の在職期間の通算)

第15条 給与条例第28条第2項に規定する在職期間については、会計年度任用短時間勤務職員として在職した期間のほか、次に掲げる職員として在職した期間を通算する。

(1) 給与条例第2条の適用を受ける職員

(2) 成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第14号)第2条に規定する職員

(期末手当の端数計算)

第16条 給与条例第28条第2項の期末手当の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

会計年度任用短時間勤務職員報酬表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	報酬月額	報酬月額	報酬月額
会計年度任用短時間勤務職員		円	円	円
	1	132,300	146,100	171,700
	2	133,200	147,200	174,400
	3	134,200	148,400	177,000
	4	135,100	149,500	179,600
	5	136,100	150,600	182,200
	6	137,100	151,700	183,900
	7	138,100	152,800	185,500
	8	139,100	153,900	187,200
	9	139,900	154,900	188,700
	10	140,900	156,300	190,400
	11	141,900	157,600	192,200
	12	143,000	158,900	193,900
	13	143,800	160,100	195,500
	14	144,800	161,600	197,300
	15	145,800	163,100	199,100
	16	146,800	164,700	200,900
	17	147,900	165,900	202,400
	18	149,200	167,400	204,200
	19	150,400	168,900	206,000
	20	151,600	170,400	207,800
	21	152,700	171,700	209,400
	22	153,900	174,400	211,200
	23	155,100	177,000	213,000
	24	156,300	179,600	214,800
	25	157,400	182,200	216,200
	26	158,900	183,900	218,000
	27	160,400	185,500	219,700
	28	161,900	187,200	221,500
	29	163,300	188,700	223,200
	30	164,700	190,400	224,900
	31	166,200	192,200	226,500

3 2	167, 700	193, 900	228, 100
3 3	169, 100	195, 500	229, 500
3 4	170, 900	196, 900	231, 200
3 5	172, 700	198, 400	232, 800
3 6	174, 500	199, 900	234, 400
3 7	176, 200	201, 200	235, 400
3 8	177, 900	202, 500	236, 900
3 9	179, 600	203, 700	238, 300
4 0	181, 300	205, 000	239, 500
4 1	182, 800	206, 300	240, 700
4 2	184, 200	207, 600	241, 900
4 3	185, 500	208, 900	242, 900
4 4	186, 900	210, 200	244, 100
4 5	188, 400	211, 300	245, 400
4 6	189, 700	212, 600	246, 400
4 7	191, 100	213, 900	247, 600
4 8	192, 500	215, 200	248, 900
4 9	193, 800	216, 300	249, 800
5 0	194, 900	217, 400	251, 100
5 1	196, 000	218, 400	252, 300
5 2	197, 200	219, 500	253, 600
5 3	198, 300	220, 600	255, 000
5 4	199, 400	221, 600	256, 400
5 5	200, 300	222, 500	257, 600
5 6	201, 400	223, 500	258, 800
5 7	202, 500	223, 800	260, 000
5 8	203, 500	224, 600	261, 200
5 9	204, 500	225, 400	262, 500
6 0	205, 500	226, 100	263, 600
6 1	206, 600	226, 800	264, 700
6 2	207, 500	227, 800	265, 800
6 3	208, 400	228, 600	267, 100
6 4	209, 300	229, 400	268, 400
6 5	210, 000	230, 100	269, 400
6 6	210, 800	230, 800	270, 500
6 7	211, 500	231, 700	271, 800

6 8	212, 300	232, 700	273, 100
6 9	212, 700	233, 400	274, 000
7 0	213, 300	234, 000	275, 000
7 1	213, 600	234, 500	275, 900
7 2	214, 000	235, 200	277, 000
7 3	214, 200	236, 000	278, 100
7 4	214, 600	236, 600	279, 100
7 5	215, 100	237, 200	280, 000
7 6	215, 700	237, 700	281, 000
7 7	215, 900	238, 400	281, 500
7 8	216, 600	239, 100	282, 400
7 9	217, 100	239, 800	283, 100
8 0	217, 600	240, 300	284, 000
8 1	218, 300	240, 800	285, 000
8 2	218, 600	241, 500	285, 800
8 3	219, 200	242, 200	286, 600
8 4	219, 900	242, 900	287, 400
8 5	220, 500	243, 500	288, 200
8 6	220, 900	244, 200	288, 700
8 7	221, 300	244, 900	289, 100
8 8	222, 000	245, 600	289, 600
8 9	222, 500	246, 100	289, 800
9 0	223, 000	246, 600	290, 100
9 1	223, 500	246, 900	290, 300
9 2	223, 900	247, 300	290, 700
9 3	224, 300	247, 600	290, 900
9 4	224, 700		291, 100
9 5	225, 100		291, 500
9 6	225, 400		291, 800
9 7	225, 700		292, 100
9 8	226, 200		292, 400
9 9	226, 700		292, 700
1 0 0	227, 200		293, 100
1 0 1	227, 600		293, 400
1 0 2	228, 100		293, 800
1 0 3	228, 700		294, 100

1 0 4	229, 300	294, 500
1 0 5	229, 700	294, 700
1 0 6	230, 200	294, 900
1 0 7	230, 500	295, 200
1 0 8	230, 900	295, 600
1 0 9	231, 100	295, 800
1 1 0	231, 500	296, 100
1 1 1	232, 000	296, 500
1 1 2	232, 400	296, 900
1 1 3	232, 600	297, 100
1 1 4	233, 100	297, 400
1 1 5	233, 600	297, 800
1 1 6	234, 100	298, 100
1 1 7	234, 400	298, 300
1 1 8	234, 800	298, 600
1 1 9	235, 200	299, 000
1 2 0	235, 600	299, 300
1 2 1	236, 000	299, 500
1 2 2		299, 900
1 2 3		300, 300
1 2 4		300, 600
1 2 5		300, 800
1 2 6		301, 000
1 2 7		301, 300
1 2 8		301, 700
1 2 9		301, 900
1 3 0		302, 100
1 3 1		302, 400
1 3 2		302, 700
1 3 3		303, 100
1 3 4		303, 300
1 3 5		303, 600
1 3 6		303, 900
1 3 7		304, 200

別表第 2

会計年度任用短時間勤務職員報酬表級別基準職務表

職務の級	職務
1 級	技能労務職員又は定型的な職務に従事する職員
2 級	補助的な職務に従事する職員
3 級	相当の知識経験を必要とする職務に従事する職員